

生活福祉資金・教育支援資金のご案内

関係者の皆様

児童・生徒・保護者から学費のご相談がありましたらご利用ください。

所得が少なく、学費の支払いが困難な世帯に対し、高等学校・大学・高等専門学校・専修学校等への進学や就学を継続するために必要な費用の貸付と相談支援を行い、世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的としています。



1 □【貸付対象】

低所得世帯（概ね市町民税非課税程度、または生活保護基準の1.7倍程度以内）

・世帯収入は同一住居に居住する（生計同一）世帯員全員の収入を合算します。

※外国籍の方がいる世帯の場合 次のいずれの条件にも該当する必要があります。

- ・在留カードを所持していること。
- ・国内に6ヶ月以上居住し、将来とも永住する確実な見込みがあること。

※生活保護世帯の場合

福祉事務所が借入の必要性を認めていることが前提になりますので、まず担当のケースワーカーにご相談ください。

2 □【貸付内容】

教育支援費

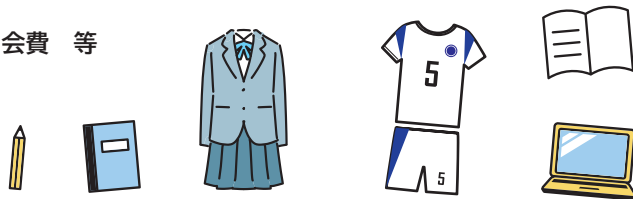
- ・学校に支払う授業料・施設設備費・教育充実費・実習費・PTA会費 等
- ・教科書代・教材費・通学定期代等交通費
- ・その他修学に必要な認められる経費

就学支度費

- ・入学前に学校に納入が必要な費用（入学金、施設設備費等）
 - ・制服・体操服・通学用かばん・教科書等で入学時に購入が必要な経費
 - ・その他入学に際し必要な経費
- 例）・教育支援費に当たるものでも、入学前後に納入、購入する必要があるもの（入学当初半期分の施設整備費、6ヶ月分の定期代 等）
- ・部活のユニフォーム（スポーツ推薦で入学した場合のみ）
 - ・学生寮や、下宿の入居時の費用、通学用自転車

※対象経費の留意点

- ・部活の遠征費用・下宿等の家具・家電等費用は対象外です。
- ・教育支援費・就学支度費とも未払い費用のみを貸付対象とします。



貸付限度額		貸付利率	据置期間	償還期間
● 教育支援費	（高校）	無利子	卒業後 6ヶ月 以内	20年 以内
	（高専）			
	（短大・専門学校）			
	（大学）			
	（大学）			
● 就学支度費 500,000 円以内				

3 □【教育支援資金に優先する制度】

本貸付より優先される公的制度があります。本資金貸付決定後、他制度の利用が決定された場合、不要になった本資金を途中辞退していただけます。初回交付後の用途調査（⑨借入申込の留意事項）もしくは分割交付（⑥貸付金送金について）確認の際にお申し出ください。

優先される 公的制度

【高等学校】高等学校等就学支援金（給付）・滋賀県立私立学校特別修学補助金（給付）・奨学のための給付金（給付）・滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金（貸付）・滋賀県奨学資金（貸付）*就学支度費（入学費用）を除き、教育支援資金との重複不可 ◎実施機関：滋賀県（滋賀県教育委員会）
【大学・短期大学・専門学校等】・給付型奨学金の支給および授業料と入学金の免除・減免（給付）*高等教育の修学支援新制度・貸与奨学金（貸付） ◎実施機関：日本学生支援機構



お問合せ先

お住まいの市町社会福祉協議会 または
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 修学・生活資金課 生活福祉資金係
TEL.077-567-3903 FAX.077-566-3611



滋賀県協HP

4 □【借入申込者】

生計中心者と学校に修学する本人が連名で借入申込者になります。修学する本人が借受人、生計中心者が連帯借受人として申し込みいただきます。



5 □【連帯保証人】

連帯借受人を立てた場合は原則として連帯保証人は必要としません。



6 □【貸付金送金について】

- 貸付決定後、借用書を提出していただきます。借用書受領後、借受人もしくは連帯借受人名義の口座に送金します。
- 初回貸付（貸付対象期間6ヶ月以内）は一括で送金し、7ヶ月以上の貸付対象期間の場合は分割で送金（分割交付）します。
- 分割交付については年2回（3月・9月）行い、送金前に在学（進級）確認のため、市町社協が指定した期日までに在学証明書を提出いただきます。



7 □【償還（返済）について】

- 就学期間が終了（卒業）後、据置期間（6ヶ月）を経て償還が始まります。
- 口座振替により償還いただきます。（滋賀銀行・関西みらい銀行・ゆうちょ銀行のいずれか）
- 最終償還期限をすぎても償還が完了しない場合、残元金に対して年3.0%の延滞利子が発生します。



8 □【申込時期】随時

- 受験する学校や経費が明らかになった時点で（受験前に）申請いただけます。送金には申請書が県社協に届いてから最短で3週間がかかりますので、学費等の納入期限に余裕をもってお申込みください。
- 在学中、かつ「③教育支援資金に優先する制度」を利用してもなお就学継続が困難な場合もお申込みいただけます。



9 □【借入申込の留意事項】

- 当制度は税金を原資とする公的な貸付制度ですので、目的に照らし、真に支援の必要性があり、制度の利用が適切と確認できる場合にご利用いただけます。そのため、世帯の生活状況やお困り事等の実情を正確にお話いただく必要があります。
- 借入申込時に世帯収支を確認し、生計維持が困難と判断される場合は、自立相談支援事業の利用や民生委員の支援が必須となる場合があります。
- 併願の場合、申込内容（金額）は一番費用の高い学校で受け付けます。
- 滋賀県奨学資金を予約申請されている場合、入学前に納入する就学支度費のみが対象となります（③教育支援資金に優先する制度 参照）。
- 貸付には審査があります。申し込みどおりに貸付が決定するとは限りませんのでご注意ください。また、審査内容（不承認理由）については、お答えできません。
- 初回貸付決定・送金後、使途調査を行いますのでご協力をお願いします。
- 虚偽申請や使途違反が判明した場合は貸付を停止し、残債の一括償還を請求します。



10 □【申込方法】

必要書類①～⑥を確認し、市町社会福祉協議会で面談後、申し込みを受け付けます。

- 借入申込時**
- ① 生活福祉資金（教育支援資金）借入申込書
 - ② 住民票（世帯全員分、発行されてから3ヶ月以内のもの、コピー不可）※同一の家屋にお住まいの方全員分が必要です。
 - ③ 顔写真付き本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード＜表面のみ＞等）
 - ④ 収入（世帯の家計収支）が確認できるもの（通帳の写し、（非）課税証明書等）
※連帯保証人を立てた場合には、連帯保証人の住民票、本人確認書類、収入が確認できる書類が必要です。
 - ⑤ 申込金額の内訳が確認できるもの（入学案内、請求書、見積書等）
 - ⑥ 受験校一覧（受験する学校が全て記載されたもの）



- 貸付決定後（送金時）**
- ⑦ 合格通知または在学証明書など修学を証明する書類（学生証不可）
 - ⑧ 借用書（署名・捺印後のもの）
 - ⑨ 印鑑登録証明書
 - ⑩ 貸付金振込み口座申請書
 - ⑪ 振込口座通帳の写し ※金融機関・支店名・口座番号・口座名義（フリガナ）がわかるもの
 - ⑫ 口座振替申請書
 - ⑬ 振替口座通帳の写し ※金融機関・支店名・口座番号・口座名義（フリガナ）がわかるもの



※①⑥⑧⑩⑫は市町社会福祉協議会からお渡し、もしくはご案内します。

